

平成28年度

食と食文化のまちづくり事業 事業報告書



ますまず、いよし。



伊予市

1 推進委員会の開催

【会議の概要】

- 第1回推進委員会
H28.8.22（月）ウェルピア伊予
- 第2回推進委員会（iProject!企画発表会）
H28.10.21（金）ウェルピア伊予
- 第3回推進委員会
H29.3.8（水）ウェルピア伊予



2 特産品普及・啓発

（1）特産品フェア参画事業

DCMダイキ株式会社と伊予市の地域協働事業に関する連携協定に基づき開催された特産品フェア「ますます伊予市ふるさと特産品フェア（新居浜）」をはじめ、愛媛県大阪事務所で開催の「伊予市観光物産フェア」などの特産品フェアに参画し、県内外で本市の特産品を広くPRした。

東京で開催した観光・物産フェアでは、商談会を同時開催し、販路開拓事業にも取り組んだ。名古屋で開催された愛媛県フェアでは、始めて中部地方で本市の特産品をPRすることができた。また、市長のトップセールス、ゆるキャラの活用、試食の提供（柑橘の掴み取り）など工夫をこらしたフェアとなった。



- 伊予市観光・物産フェア
（愛媛県大阪事務所 H28.10.6～H28.10.7）
- ますます伊予市ふるさと特産品フェア
（DCMダイキ新居浜店 H28.11.19～H28.11.20）
- 愛媛県伊予市観光・物産フェア
（東京交通会館 H28.12.15～H28.12.16）
- 愛媛のふるさと愛味（うまい）ものフェア
（DCMダイキなんば店 H29.2.9～H29.2.12）
- 名古屋「愛媛県フェア」
（名古屋桜通りカフェ H29.2.16～H29.2.18）

(2) 料理教室の開催

東京で中国料理店「天外天」の総料理長を務める「中川 優」氏（伊予市出身：ますます伊予市ふるさと観光大使）を講師としてお招きし、市内在住者を対象とした料理教室を開催した。

地元食材の素晴らしさを伝えるとともに地産地消及び食育に対する意識の醸成を図ることができた。



- 開催日 H28.10.11（火）
- 場 所 伊予市総合保健福祉センター
- 参加者 56人

(3) キッズキッチン

食をテーマとしたアイデンティティの醸成、また食への関心を高め、生涯にわたり心身共に健康で過ごせるように就学前児童を対象としたキッズキッチン（地元食材を使った料理教室）を開催した。子どもの自主性を養うため親は手伝わないというルールで行っている。



- 開催日 H28.11.7（月）
～H29.2.13（月） 計6回
- 場 所 伊予市総合保健福祉センター
- 実施園 市内6園 91人参加

3 iProject! (アイプロジェクト)

伊予農業高等学校、松山大学、伊予市、企業が協働し、伊予市の特産品を使った商品開発事業を実施した。それぞれが得意分野を活かし、本市の新たな「食」を創りだした。

今年度はウェルピア伊予のバイキングメニューに採用になった「そらまめカレー」以外には商品化に至らなかったが、初めての取組として、松山大学の学生が作成した企画書を伊予農高生徒、推進委員会委員、協力企業の前でプレゼンする企画発表会を開催、関係者の交流を含め、有意義な意見交換を行うことができた。



【主な活動】

- プロジェクトミーティング（松山大）
年間6回
- 試食会（伊予農高・松山大・関係事業者）
平成28年6月7日（火）
- 企画発表会（伊予農高・松山大・推進委員会・関係事業者）
平成28年10月21日（金）
- フィールドワーク（松山大）
平成29年1月13日（金）

4 ゆるキャラの活用

市主催（共催）のイベントを中心に市内外で着ぐるみ（ミカンまる）を活用し、伊予市のPRを行った。特に産品フェアや国体関連イベントなど、本市の特産品をPRする際の集客に大きく貢献した。

また、ゆるキャラグランプリの決戦投票イベントが松山市で開催されたことに伴い、関連イベントやテレビの企画など多数のメディアに出演し、本市のPRを行った。

県外の方からファンレターもいただくなど、一定の知名度を得ている。



【主な出演】

いよし花まつり、各種物産フェア（松山・新居浜・大阪・東京・名古屋）、伊予彩まつり、中山夏まつり、ふたみ夏まつり、ゆるキャラグランプリ及び関連イベント、栗まつりなど

○年間48回 稼動
うち市外対応25回

5 情報発信事業

（1）情報誌「ぱくっと！」の発行

情報誌「ぱくっと！」を2回発行し、伊予市の「食」に関する情報を市内外に発信した。これまでの紙面をリニューアルし、装いも新たに伊予市の旬な「食」の情報を提供した。また、物産フェア等のイベントで配布する啓発用グッズとしても重宝されている。



（2）ピンバッジ、缶バッジの販売

あじの五勇士キャラクターのピンバッジ、缶バッジを販売し、若年層をターゲットとしてPRを行った。

（3）ネットコンテンツの活用

ホームページやFacebook等を活用し、地元の情報を発信した。情報誌とあわせて広く啓発ができた。

いよの食と食文化のまちづくり推進委員会規約

(名称)

第1条 本委員会は、いよの食と食文化のまちづくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進委員会は、伊予市の地域資源である「食材」と「食文化」を活用した地域活性化を図るために、必要な協議・研究を行い、具体的な施策や新たな戦略等を計画し、関連事業を実施することで、更に魅力のある伊予市を創造することを目的とする。

(事業)

第3条 推進委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 安定的な生産・供給体制整備及び地産地消に関すること。
- (2) 新たな特産品開発や高付加価値化に関すること。
- (3) 販路開拓に関すること。
- (4) 観光交流の拡大に関すること。
- (5) 食育の推進及び食文化の伝承に関すること。
- (6) 人材の育成に関すること。
- (7) 情報発信やイメージ戦略に関すること。
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 推進委員会は、別表に掲げる者を委員として構成する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 推進委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 2人
- (3) 監事 2人

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第7条 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、推進委員会の会計を監査する。

(会議)

第8条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、その議長となる。

2 推進委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開会することができない。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長がこれを決する。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に資料の提出又は会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進委員会の事務を処理するため、事務局を伊予市役所内において、食と食文化のまちづくり事業を担当する部署に置くものとする。

(経費)

第10条 推進委員会の経費は、負担金、補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第11条 推進委員会の会計年度は、毎年4月1日（この規約の施行の日の属する年度にあつては当該施行日）から翌年3月31日までとする。

(文書、会計及びその他の処務)

第12条 文書、会計及びその他の処務に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、委員長が推進委員会の会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成28年8月22日から施行する。